

## 罹災証明申請についての案内

- 1、罹災証明申請に際し、**住家の被害**に対し被害の程度(全壊、半壊等)を証明する**罹災証明書**を交付し、**非住家及び家財等の被害**に対し被害届出の事実を証明する**罹災届出証明書**を交付します。詳しくは「罹災証明書又は罹災届出証明書の交付区分について」をご覧ください。  
※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいい、非住家及び家財等とは、住家以外の建物(事務所、店舗、貸家、空家等)、住家等に付帯する工作物、家財等をいいます。
- 2、罹災証明申請は、罹災後**3か月以内**に行ってください。
- 3、申請の際は、**本人確認書類**(マイナンバーカード、運転免許証等)を提示してください。郵便での申請の場合は、本人確認書類の写しを同封してください。
- 4、世帯主又は住民票上の同一世帯以外の方が申請手続する場合は、**委任状**を提出してください。
- 5、住民票上の**住所以外の住家**に対して申請する場合は、**居住を客観的に証明するもの**(公共料金の領収書、郵便物等の居住事実を証明できるもの)が必要です。世帯構成員についても、住民票上の住所が被災住家でない方は居住を客観的に証明するものが必要です。
- 6、**写真による被害区分の判定を希望**する場合は、**写真**を添付してください。添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。
- 7、**郵送での交付を希望**する場合は、申請書に送付先を記入の上、**切手**を貼付した宛先記入の**返信用封筒**を提出してください。
- 8、写真や現地調査において被害の状況が把握できないとき、又は被害と災害との因果関係が明らかでないとき(落雷等)は、罹災証明書又は罹災届出証明書を交付できません。
- 9、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、申請内容及び調査結果の情報を**市内部で利用**する場合があります。同意する場合は同意欄に**チェック**してください。